

介護保険だより

平成29年11月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護保険事業所苦情処理研修会を開催しました

平成29年度 介護保険事業所苦情処理研修会（主催／本会 後援／群馬県）を去る平成29年9月26日（火）に、群馬県社会福祉総合センターで開催いたしました。延べ256名の参加者の方においでいただき、会場は熱気に包まれました。



挨拶をする 遠山常務理事



挨拶をする 田村県介護高齢課長

講演については、本会介護サービス苦情処理委員長の橋本和博氏により『国保連合会の電話相談』と題し、本会に寄せられた苦情に係る電話相談の件数、内容について、具体的な事例を紹介しながら講演を行いました。

参加者の方々は、スライド及び配布された資料を確認しながら熱心に聞き入っていました。



講演をする 橋本苦情処理委員長



講演をする 金子氏

また後半の講演では、ディーヴェル代表の金子恭子氏により『人と人をつなぐコミュニケーション』と題し講演を行っていただきました。

介護サービス提供者と利用者という枠にとらわれることなく、人と人として接することにより、コミュニケーションを活発にすることで、苦情に発展させずに事前に防ぐことの重要性について、身振り手振り、また笑いも交えながらご講演いただき、参加者の方々は興味津々に傾聴していました。

来年度も本研修会を実施する予定ですので、皆さまのご参加をお待ちしています。

負担割合の確認について

介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い平成27年8月1日から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直しが行われ、65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）の方については、利用者負担割合が1割から2割に変更されました。

各保険者（市区町村）から発行される「介護保険負担割合証」が更新される場合があります。

割合相違の返戻については、「12SA」と「ASSA」というエラーコードにて返戻になりますので、「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて確認し、再請求を行っていただきますようお願いいたします。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年9月審査分

平成27年9月 日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

群馬県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かぼ 知	請	H27.8	51		21.142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
990000 △△市	0000000001 かぼ 知	請	H27.8	51		21.142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・保険給付率：市町村認定の給付率と相違
 原因・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。
 対応・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国民健康保険会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

【備考】欄 エラーコード=12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号 (7桁)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	氏名	加藤 知 介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費の 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	6 8 2	3 1	2 1 1 4 2			1
合計							

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なっているため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

区分	保険分	公費分
① 単位数合計	2 1 1 4 2	
② 単位数単価	1 0 0 0 0 円/単位	
③ 給付率	9 0 /100	
④ 請求額 (円)	1 9 0 2 7 8	
⑤ 利用者負担額 (円)	2 1 1 4 2	

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
000000001	加藤 知	80%

③ 請求明細書に入力(記入)されている請求額“190,278円”の方が再計算した請求額“169,136円”より大きいいため、ASSAエラーとなります。

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
 単位数合計：21,142
 単位数単価：10,000円
 給付率：80%
 請求額：169,136円
 利用者負担額：42,284円

エラーの原因と対応

原因・・
 受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力(記入)されている請求額“190,278円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“169,136円”より大きいため、エラーとなっています。
 対応・・
 給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

→ 突合を行う箇所
 → 国保連合会が点検時に見る箇所

平成30年度からの請求方法について

平成30年4月1日からの請求方法については、以前からお知らせしておりますとおり、以下のように変更になりますのでご注意ください。

1 書面での請求

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい認められなくなりますので、早期にインターネット請求等へ切り替える必要があります。

ただし、同省令附則第2条の経過措置により、特例として次の（1）から（3）までの条件に該当する請求事業者については、免除届出書を作成し「その旨を審査支払機関に届け出る（提出する）」ことにより、書面での請求が認められます。

（1）附則第2条に係る条件

ア 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護に係る介護給付費等の請求のみを行う場合

イ 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護以外の1種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求を行う場合

(2) 附則第3条に係る条件

従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

(3) 附則第4条に係る条件

ア 電気通信回線設備の機能に障害が発生した場合

イ 電子請求を行うための電子計算機及びソフトウェアの導入作業が未完了である場合 他

なお、免除届出書の様式については、WAMNET (http://www.wam.go.jp) に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

WAMNET 福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。 音声読み上げ/文字拡大 お問い合わせ スマートフォン専用サイトはこちら

トップ 介護 医療 障害者福祉 高齢者福祉 児童福祉 知りたい

会員入口 会員登録

行政情報 介護保険 介護保険最新情報Vol.388

介護保険

介護保険最新情報Vol.388

作成日 2014年8月19日

①「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について
②「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について」の一部改正について
③「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部改正等について

内容	資料
本文	ダウンロード
別紙様式	ダウンロード

ページの先頭へ戻る

2 I SDN回線での請求

I SDN回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱいで認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

なお、インターネット請求に変更するためには、本会に介護給付費等の請求及び受領に関する届を変更する月の前月10日までに提出していただく必要があります。

介護給付費等の請求及び受領に関する届の様式は、本会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載していますので、ご覧ください。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ http://gunmakokuho.or.jp

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会